

## 平成28年度 第1回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開 催 平成28年7月21日（木）午後1時30分～3時35分

場 所 一宮市役所本庁舎14階1401会議室

出席者 委員16人、代理出席者1人

運営会議メンバー7人、部会員2人、障害者基幹相談支援センター1人、障害者相談支援センター1人、事務局9人

### 1. あいさつ

- ・事務局あいさつ
- ・出席者の自己紹介

### 2. 議題

#### (1) 会長及び副会長の選出について

- ・会長及び副会長の選出
- ・会長あいさつ
- ・副会長あいさつ
- ・議事録署名者の確認

#### (2) 個別支援会議（相談支援連絡会）の報告について

##### ○相談支援専門員：

平成27年個別支援会議の報告をします。全部で62件開催しました。幅広い年齢層と多種多様な相談がありました。その中で1件事例を紹介します。

31歳の男性です。知的障害で療育手帳C判定を所持しています。収入は障害基礎年金2級と就労継続支援A型の工賃です。家族は父、再婚後の母、その間の子、自身の弟2人の6人家族でした。また、本人には多くの関係機関が関わっています。就業・生活支援センター、自立準備ホーム、定着支援センター、障害者相談支援センター等です。

生活歴です。普通の中学校に通っていましたが、2年生の途中で養護学校中学部へ転入しました。高等部卒業までは寄宿舎で生活しました。高等部卒業後は、製作所、介護施設で清掃の仕事をするなど、職を転々としました。平成22年9月に就労継続支援A型の利用を開始しました。しかし、盗難癖の治療のため精神科病院に入院しました。その後、平成25年7月より以前とは別の就労継続支援A型の利用を開始しました。自宅から通勤していましたが、11月に電車内で痴漢行為を行ってしまい、警察に留置されました。その後、自立準備ホームで過ごした後、グループホームでの生活を開始しました。

支援経過を説明します。平成22年6月、自転車の前かごより財布を盗み逃走し、それにより留置場に入りました。9月には自転車を盗難、11月にはコンビニで万引きをしました。これにより精神科病院に任意入院しました。退院後、デイケアを利用しましたが、トラブルが多く、休みがちになり利用が遠のきました。その後、就業・

生活支援センターが関わり、就労継続支援A型の通所を開始しました。平成25年9月より計画相談を開始しました。同年11月、飲酒し電車内で痴漢行為をし、逮捕され、罰金30万円を支払いました。その後、平成26年5月から特定非営利活動法人の行う再犯予防プログラムに参加しました。ところが、9月に再び飲酒し、カラオケ店で痴漢行為を行いました。罰金50万円と100日間の労役になりました。その後、自立準備ホームに入居しました。平成27年3月、入居中にコンビニで万引きをしてしまいました。その時は代金を支払い、示談となりました。また、自立準備ホームで飲酒が発覚しました。グループホームへ入居も決まっていたましたが、取りやめになりました。就労継続支援A型事業所に通所しながら、新たな入居先を探していくことになりました。平成27年6月に8月から入居できるグループホームが決まりました。

このケースで支援困難となっている3つの要因があります。まず、個人的要因として、窃盗や性的加害行為などを繰り返してしまうこと、飲酒に対する欲求などをコントロールできず、衝動的に行動してしまうこと、再犯防止プログラムなどに参加しましたが、本人の理解力が不十分なことが挙げられます。社会的要因として、義母との関係が悪く、自宅で過ごすことに居心地の悪さを感じ、ストレスが増幅していたことが挙げられます。不適切な対応としては、再犯防止に対する適切なプログラムや援助方針を決定することができず、本人への意識付けができなかったこと、本人のアセスメントする能力や医療との役割分担が不十分なため、本人への支援目標を立てることができませんでした。

今年の個別支援会議の分析では、この触法事例のように多くの機関が関わり、何度も会議を行い、支援をしても障害福祉サービスにのらないケースが多かったです。分析を行った結果、次のような課題が出ました。一つ目として、暮らしの場の支援です。着実にグループホームは開所していますが、地域移行や触法、強度行動障害、医療的ケアの必要な方に対応できる暮らしの場は十分とはいえません。専門性を高めることが課題です。二つ目として、生活困窮者の支援です。経済的に困窮している方たちの中に、障害者や障害の疑いのある方が多く、必要な支援につながっていない実態があることが分かりました。金銭管理だけでなく、生活技術の問題も多く、必要な制度や支援に結びつくことができない方たちの支援を強化することが必要です。三つ目として、障害者の権利擁護の啓発活動と強化です。養護者からの虐待については、その背景には親の養育能力の低さがみられました。公的な成年後見や権利擁護センターが必要であることは数年前から認識され、設置を検討していますが、まだ実施に至らぬ現状があります。四つ目として、重度障害者に対する福祉サービス事業所と支援者不足です。行動障害や医療依存度の高い方たちに、適切に支援できる事業所が増えていないため、家族に負担を負わせている現状です。家族が安心して生活できるよう新たな社会資源や仕組みを作る必要があると思います。五つ目として、触法障害者の支援です。家族からの孤立や障害特性からくる偏りから、生きづらさを抱えて犯罪に走ってしまいます。それに対して、医療、警察、弁護士、矯正施設などの多機関と連携しながら、地域生活を支えていくこと、社会の中で更生させる取り組みや地域の理解を広げていく活動が必要であると考えています。

障害福祉に求められている専門性が年々多岐に渡っています。高度なことも求めら

れるようになっていきます。平成24年から計画相談が始まり、様々な方と出会ってきました。難病も含め、障害は多種多様であり、対応に苦慮することもあります。それを補える相談支援の人材や、専門性のある支援者、事業所が少ないことが現状です。しかし、私たちのような支援者が地域の課題を共有し、必要な研修を行いながら、多職種と連携し、理解者や協力者を広げていくことが大事なことです。

#### ○代理出席者：

生活困窮者支援について、制度や支援に結びついていないということでした。私どもも支援に結びついていない方に関して、生活保護を勧めたりしますが、なかなか相談にいかないようです。しかし、相談にいかない理由などを聞き、確実につなげることができないかと思っています。実際に同行もできないかと思っています。その半面、本当に生活保護に該当するかどうか分からず、相談にいったらということもあります。つなぐにあたって、Q&Aがあれば、より具体的に勧めることができるのではないかと感じています。

#### ○相談支援専門員：

生活困窮者について、生活福祉課に情報提供するシートがあるので、それを記入しつないでいます。それを基に担当課で見極めをします。情報提供の形でQ&Aは無いと思うので、まずは相談からになります。

#### ○会長：

紹介のあった事例は触法障害者でしたが、警察の立場から意見はありますか。

#### ○本会委員：

警察自体が障害者を具体的な支援をすることはいいです。我々ができるのは罪を犯しそうな障害者の犯罪を止めるために、診察を受けるために病院へ連れていくこと、他の行政機関と一緒に、行動をみていくことが主です。罪を犯せば、検挙せざるを得ない部分があります。警察が主体に支援するよりは、それぞれの主管たる行政機関に情報提供し、支援をお願いすることになります。

#### ○本会委員：

我々が普段障害者と接するのは刑事事件です。どう関わり、支援していくか困難を抱えています。現在、弁護士会が中心になり、仕組作りをしています。障害者については、逮捕、拘留される経過の中で手帳を所持していることが分かった場合、法テラスに知らせます。また、障害、触法に強い弁護士を養成しています。

(2) 生活支援部会、発達支援部会、就労支援部会、運営会議、日中活動事業所連絡会、の報告について

#### ○生活支援部会部会員：

生活支援部会の報告をします。5月に福祉の仕事を知るための福祉事業所見学バスツアーを企画しました。福祉事業所は敷居が高いのか、仕事だけでなくボランティアに興味を持っている方が訪問しづらいところがあると思います。そういった方たち向けに、1日かかりで様々な施設を見学するイベントを年に2回開催しています。子どもの施設、障害の重たい方の生活支援を行っている施設、就労系の施設、グループホーム等を見学しました。実際に現場の方に仕事のことや、福祉の仕事の魅力について直接伝えてもらいました。今回は実際に利用者と職員がどのように支援しているかを見ることができ、参加者もイメージを持ちやすかったのではないかと思います。参加者へのアンケートでは、19名中8名が福祉の仕事についてみたいと回答がありました。また、良い意味でイメージが変わったという方は11名もいました。

次に災害時対策です。災害に巻き込まれてしまった時や、緊急の事態が起きた時に地域の中で障害のある方を守るためにできることを考えています。障害特性に合わせた支援の方法について、分かりやすい形でまとめることができないかと、パンフレットを作成しました。新聞でも紹介してもらいました。今回の震災においても、障害のある方の避難所での支援の在り方について良い部分も悪い部分も見直される良い機会になったと思います。当市でもこのパンフレットを基に、防災の意識を高めていきたいと思います。

次に知っ得ふくしSHOPMAPについてです。障害福祉サービスで行っているお店の情報をまとめた情報誌です。今年度作成したものは第2弾になります。第1弾は非常に好評でした。市内の素敵なお店を紹介しています。多くの方に知っていただきたいのはもちろんですが、障害のある方たちが事業所で生き生きと働いている姿を見ていただきたいです。たくさんの方が足を運んでくれると嬉しいです。

次にヘルパー連絡会です。地域生活を支える上で、ヘルパーの役割は非常に重要です。6月14日に福祉課との意見交換会を行いました。地域生活を支える上で、解決しなければならない課題はたくさんあります。現場の課題をまとめて、支援がしやすい、利用者にとっても使いやすいサービスを行政と一体となって作っていったらと思います。

最後に、医療的ケアネットワークについてです。医療と福祉は似ているようで、なかなか連携することが難しいですが、つながりを持っていきたいと思います。また、福祉事業所で働いている看護師は、病院の看護師とは違った立場で働いています。その方たちとのネットワーク作り、連携を深めていく取り組みを準備しています。それから、秋には警察プロジェクトを行います。警察の協力をいただき、福祉事業所に向いてもらい、障害のある方に防犯や交通安全の講習会をしてもらいます。実際に警察の方に説明してもらったことによって障害のある方にとっても貴重な経験となっています。

#### ○発達支援部会部会長：

発達支援部会の報告をします。昨年度より定例会は年4回とし、定例会以外の月は連絡会と放課後等デイサービス連絡会の2つで進めていくことにしました。連絡会では、サポートブックの見直しと啓発、ペアレントプログラムの開催に向けての計画及

び実施に向けて進めています。放課後等デイサービス連絡会については、今年度3回の実施を予定しています。参加者から話し合うテーマを決めて進めていきます。

まず、サポートブックの見直しと啓発から説明します。サポートブックを使用された保護者の方から意見をいただき、昨年度から修正を重ね、ホームページにアップできるところまでできました。記入する保護者の方が分かりづらかった部分を見直し、また、幼児期から学童期、青年期、成人期とその年代に必要な記載事項を再考していきました。アップ後は、多くの方に活用してもらえるように啓発を進めていきます。保護者の方にはサポートブックの必要性や書き方など、工夫を知らせていこうと思います。また、支援者側もサポートブックを効率的に利用していけたらと思います。

次にペアレントプログラムの計画と実施についてです。昨年度、特定非営利活動法人と委託契約を結び、先生の指導を受ける日程が決まりました。9月23日、10月7日、10月21日、11月4日、11月18日、12月2日の全6回で行います。担当する保育士や保健師は全日程に参加し、プログラムの流れや方法を学んでいきます。場所は尾西生涯学習センターで行い、参加者の保護者も募ります。当時に託児も準備します。2クール目は検討中ですが、1クール目に参加した保育士や保健師が今度は指導者になり進めていきます。2クール目は先生に来てもらえないので、助言者として、こども発達センターの心理士をお願いしています。その次の3クール目には、最初に参加した保育士や保健師がリーダーとなり、新しい保育士、保健師につないでいけるように準備していきます。

今年度、放課後等デイサービス事業所連絡会を立ち上げました。6月20日、10月17日、2月20日の3回を予定しました。市内には放課後等デイサービス事業所が32ヶ所あります。各事業所それぞれに特色を掲げて事業を展開しています。中には一人の子が複数の事業所を利用する場合もあります。この場合、それぞれの事業所ごとが思い思いの関わり方をしているのではなく、お子さんが迷わず、毎日の生活を過ごせるようにと思い、情報交換をしていけたらと思います。各事業所の職員の方からも情報交換、学習会、ケース検討、見学会をしたいと意見が出ました。第1回は19名の出席があり、22事業所の紹介がありました。自己紹介及び各事業所の特色を伝え合い、情報交換をしました。また、今後の方向性についても話しました。学校を含めての連携、障害特性別に話し合いをしていくことなど計画をしています。連絡会のルールとして、参加者全員が発言する、発言に対する否定はせずに肯定的に聞く、肩書きや所属は気にせず、対等な立場で発言するというを確認しました。次回は各事業所の課題を持ち寄り、支援の工夫や効果のあったグッズの紹介などをします。

最後に、毎年開催している講演会を予定しています。今回は発達障害の子がいるクラスで、その行動に刺激されて授業を妨害してしまうお子さんたちへの対応について、話をしてもらう予定です。日程や場所は調整中です。対応するのは学童なので、学校の先生が多く参加してもらえるように計画していきます。

#### ○就労支援部会部会長：

就労支援部会は地域の「はたらく」をサポートしています。部会では就労に関する様々な課題を話し合っています。大きく3つの作業チームを作り、活動を進めていま

す。様々な活動をしています。福祉マルシェ i・愛・逢マーケットは毎月2日間定例で開催しています。今度の10月で3周年を迎えます。地域の中に定着してきたと感じています。

今日は直近の報告をします。まず、いちのみやナゾマチプロジェクトについてです。なぞときはここ最近、若い世代で流行っているエンターテイメントです。可能性を見出して、例えば企業がプロモーションに活用したり、地域活性の事業に活かしたりしています。そういったこともあり、地域活性と障害福祉分野の啓発に活用しくことが目的です。実際に市内社会福祉法人主催の祭りに参加し、なぞときのブースを持ちました。その他の祭りにも参加させてもらう予定となっています。祭りに来ていただいた方にやってもらうだけでなく、当事者の方にも関わってもらいながら、地域と当事者の橋渡しになるような形にしたいです。

次に、支援が必要なお子さんのお仕事体験活動です。この活動を説明する前に、ふれジョブの説明をしないとイケません。全国でふれジョブという活動が展開されています。支援が必要な子どもたちが週に1回、1時間、放課後や休日に地域の企業やお店で、ジョブサポーターと呼ばれるボランティアに見守られながら、お仕事体験をするものです。就労を目的とした活動というよりは、地域に認知してもらうこと、地域を耕すこと、インフォーマルな資源の意味があります。この活動を市内でもやりたいと意見が出ていましたが、ハードルが高いこともあり、昨年度ようやくやり始めたところです。ふれジョブという名称ではありませんが、4月から「ぞーな・で・ろーた〜地域の輪〜」という名称のサークルで活動しています。現在は花屋と美容院で行っています。半年間継続して活動することになっています。子どもにとっても、できなかったことができるようになり、周りから褒められることにより良い影響があると聞いています。この活動は市民活動になるので、中心となる保護者の存在が不可欠です。こういった活動が少しずつ増えていけば、子どもたちにとっても非常に良い環境になるので、この活動を広げていきたいと思えます。就労支援部会としては、フォローできる体制は作っていききたいです。

#### ○本会委員：

生活支援部会の報告の中で、医療と福祉の関係について上手くいっていないという話がありました。現在、医師会が市と共同していることについて発言します。市とともに、在宅医療介護連携推進委員会をやっていきます。その中において、一番は高齢者に対しての在宅医療、療養をどうしていくかを話し合っています。また、在宅小児についてもどうしようかと議論になっています。今年度、在宅小児のワーキングチームを作り、考えています。今後も進捗があれば報告していきます。

#### ○本会委員：

生活支援部会の福祉事業所見学バスツアーについてお尋ねします。ハローワークでは、一宮管内で毎月求人を2400件いただいています。そのうち約800件が医療、福祉系の求人です。その中でも約600件が介護施設からの求人です。ハローワークの求人は3ヶ月有効なので、毎月600件出てくるということは、3ヶ月で1800

件が有効の求人となります。福祉分野を希望する求職者は700人います。今回、700人に対してアンケートを取りました。回答がまだ80件しか返ってきていませんが、そのうちの20件は障害者施設を希望していると結果が出ています。このような福祉事業所見学バスツアーを開催されたことは非常に意味があることだと思います。今年度は医療、福祉系の求人をたくさんいただいています。なかなか希望者がいないこともあり、ここ数年、重点的に支援を行っていませんでした。今年は医療、福祉系の事業所に対する対策を最重点課題として取り上げています。ハローワークとしても、バスツアーについて何かお手伝いできたらいいなと思っています。19名が参加され、障害福祉の仕事についてみたいと思った方が8名いるということですが、その後この方たちはどのような動きになりましたか。

#### ○生活支援部会部会員：

8名の方がどうなったか詳しいことは分かりません。しかし、これまでに13回開催している中で、実際にまずは体験からという形でつながり、そのまま就職される方もいます。様々な法人で、少しずつ着実に求職につながっていると感じます。

#### ○本会委員：

アンケートの回答の中で、求職者の方が事業所に一人でいくことに不安があるようです。事業所にいくと、就労までこぎつけられてしまうのではないかと思ってしまうようです。バスツアーのように大勢で見学できると、参加がしやすいのかなと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

#### ○事務局：

運営会議は資料のみの報告とします。

#### ○運営委員：

日中活動事業所連絡会の報告をします。3ヶ月に1回の頻度で開催しています。社会福祉法人だけでなく、NPO法人、株式会社など様々な種別が集まっています。この間の主な交流内容について報告します。

特別支援学校の先生たちからの報告です。早めに障害者相談支援センターと関わっていくことの重要であること、高等部2年、3年で障害の重い方の進路が非常に危ぶまれているという報告がありました。ここ数回は卒業後の進路の問題が話題になっています。例えば、高等部3年の強度行動障害の重い方は、実習はしたけれど進路がはっきりしない現状があります。その理由としては、事業所が定員ギリギリの中で受け止められるか、本当は受け止めたい気持ちはあるが、現在通所している方たちの権利を守っていけるかどうか、定員が一杯なので受け止めることができない状況があります。今後の対応として、官民共同でやっている障害者自立支援協議会として、障害の重い方を受け入れる、特に生活介護事業所作りへの支援策を考えていけたらと思っています。また、その事業所で働く職員に対しても同様です。様々な機関の意見やアドバイスを頂けたらと思います。

## ○会長：

日中活動事業所は多岐に渡り、色々な方面で支援をしています。この後の議題にあります。障害福祉計画の進捗状況が事務局から説明はありますが、障害のある方が住みなれた地域で生活することが目指すべき目標であると思います。その中でも、日中活動事業所はそれを支える大きな要因になっていると思います。

## ○運営委員：

重度障害者に対する福祉サービス事業所や支援者不足の問題があります。強度行動障害や医療依存度が高い方が特に問題になっています。また、グループホームも不足している状況があります。日中活動事業所もグループホームもスタッフの確保が大変、準備するのも大変です。何とかするという使命感と、この地域で育った方はこの地域で支えるという強い意志でいます。障害者自立支援協議会の中で考えていきたいと思えます。障害福祉計画の中の重点戦略には、グループホーム建設補助金事業継続を検討とあり、その次にはグループホーム運営補助の研究とあります。研究とあるので、この部分も考えていかなければなりません。日中活動事業所になると、国や県の補助は建設費自体が下りなくなっています。重い障害のある方が通所する場を作ろうとする動きに対しても独自の支援があるといいです。

## (4) 障害者基幹相談支援センターの活動報告について

### ○障害者基幹相談支援センター相談員：

市内には市から委託を受けた6ヶ所の障害者相談支援センターがあります。地域で相談エリアを分けて、相談対応にあたっています。障害者基幹相談支援センターは6ヶ所のセンターから各1名の出向と、福祉課1名の7名で運営しています。

障害者基幹相談支援センターの活動について紹介します。障害福祉サービスを利用するすべての方にサービス等利用計画が作成されてから1年が経ちました。今後は計画の内容のレベルアップを目指します。特定相談支援事業所を回り、事例検討の形でアセスメントや計画への落とし込みについて、一緒に考える取り組みを始めました。

障害者基幹相談支援センターは、障害者相談支援センターの中核として、障害福祉事業所や相談支援事業所の後方支援や、他職種からの相談を受け付けています。昨年は市内の地域包括支援センターから、「障害福祉の理解と交流」をテーマに、講師依頼を受けました。地域包括支援センター数ヶ所に出向きました。

触法障害者の支援について、昨年度は触法障害者支援連絡調整会議を3回実施しました。障害者基幹相談支援センターで関わっている触法障害者のケースの経過報告を交え、実刑を免れた方への支援の難しさ、課題について話し合いました。

地域移行、地域定着支援について、平成27年度は厚生労働省より地域移行支援について、1ケース以上の取り組みを推進するようにと通知がありました。相談支援連絡会でも取り上げました。市内3ヶ所の精神科病院と連携し、現在2件の地域移行支援が継続中であり、相談支援連絡会で情報共有しています。

障害者自立支援協議会の活動協力に関することです。各部会への出席、月1回の相

談支援連絡会の進行を行っています。毎月開催している計画相談学習会の企画、運営も行っています。今年度からはグループワークやロールプレイなど、新しい取り組みもしています。障害者自立支援協議会のウェブサイトが作成されました。障害者基幹相談支援センターも作成に協力しました。

障害者の権利擁護について、システム作りや啓発活動を行っています。障害者虐待防止講演会の企画や成年後見センターの設置の検討をしています。また、4月からの障害者差別解消法の施行に伴い、差別相談専用ダイヤルを設置しました。障害者が虐げられたり、差別を受けたりすることがない社会を作るために業務に取り組んでいます。

最後に、事例を紹介します。30代、男性です。療育手帳C判定を所持しています。連絡が取れる親族はおらず、私たちが出会った時には、暴行、窃盗歴がありました。次に生活歴を紹介します。同胞三子の三男として生まれました。出生後2歳まで乳児院で育てられました。家庭引き取り後、住居を転々としていました。幼くして両親は離婚し、養育困難にて小学校1年生から高校卒業まで児童養護施設で過ごしました。中学校2年生までは普通学級でしたが、中学校3年生から支援級となり、高校からは特別支援学校になりました。施設での生活中、母が面会に来ることはほとんどありませんでした。施設退所後は、通勤寮で1年ほど過ごし、次兄を頼り他県へ転居しました。次兄と土建の仕事をしていた時に、車の免許を取得しました。免許取得や車にお金をつぎ込み、多額の負債があります。

障害者基幹相談支援センターとのつながりは、本人が飲料水を万引きし、逮捕、拘留されている時に、国選弁護士の支援依頼から始まりました。以前にも食料品の万引きがあり、執行猶予が付いている状態での逮捕だったので、実刑が想定され、出所後の生活支援について依頼されました。判決については、障害福祉の支援者が付いていることが認められ、保護観察付執行猶予5年となりました。そのため、本人への支援を出所後の出口支援ではなく、逮捕、拘留後からの入口支援へとシフトしました。本人は生まれ育った土地に帰りたい意向がありましたが、保護観察が付いている5年間は近辺で生活する必要が出てきたため、支援を整えるために個別支援会議を開催しました。金銭、就労、生活について話し合いました。就労支援として、グループホーム入居費用を貯めるため、アルバイトを紹介しました。働きぶりについては、勤務態度も良く、コミュニケーションも取れていると高い評価を得ていました。しかし、2週間後無断欠席をしてから仕事に来なくなりました。ここまでは支援者が用意したルールに本人が乗る形で進んでいました。しかし、実は本人は支援者に内緒で就職先を探していました。本人のストレングスとして、この方はピンチの時につながる力があると、支援者は感じています。自立準備ホームで本人が心許せる人と出会い、紹介された会社とも出会っています。本人が自分で出会い、つなげていくことも立派な力だと思います。本人に悪気はありませんが、就職活動の間、アルバイト先へ欠席連絡をしていなかったこと、住所が変わることを保護司に報告するのが後回しになっていたことなど、伝えれば理解できるが、一人で動くとできないことが多々あり、サポートが必要な方でした。

その後の支援について、本人が見つけて働き始めた会社は、本人がお金を使いすぎ

ないように毎日、一定額を手渡し、金銭管理の協力を得られるところだったため、会社側と本人の意向を確認し、日常生活自立支援事業に手続きは中止としました。現在は保護司との定期的な面会と、仕事のある生活を続けられています。雇用先、保護司、保護観察所、障害者基幹相談支援センターとのネットワークにより、協力雇用主についての情報提供を行い、必要時には一緒に支援方法を考えられる体制になっています。課題として、触法の部分に関しては、受け入れなれている雇用先は心強いですが、知的障害があるという部分で、本人が安心できる枠が用意できていないこと、それ自体が本人のストレスとなる恐れ、現在窃盗はないものの、女性のスカートの中をのぞくなど、わいせつ行為が度々あり、再犯防止をどうするかが課題となっています。

#### ○事務局：

障害者基幹相談支援センターは虐待防止センターでもあります。平成27年度の虐待に係る対応状況を説明します。施設従事者による虐待通報、相談が8件と目立ったので焦点を絞って報告します。通報は全体で34件でした。34件の内、虐待と認められたのは22件でした。認定した22件の内、養護者による虐待が16件、施設従事者による虐待が6件でした。昨年度と比較すると通報件数や、虐待認定率はほとんど変化ありません。施設従事者による虐待は、平成26年度は0件でしたが、平成27年度は6件となっています。被虐待者の障害種別の状況です。重複しているので、通報件数と数は合いません。知的障害が14件と最も多く、県の傾向とも同じです。施設従事者からの虐待はすべて知的障害の方でした。次に虐待種別の状況です。身体的虐待が16件と最も多く、県の傾向と同じです。施設従事者による虐待認定件数は6件でしたが、その方たちは虐待した職員と離れ、虐待の危険性がない環境で生活している現状です。

虐待防止センターは、虐待が起きた後の対応だけでなく、普及、啓発活動もしています。施設従事者による虐待が多いことを受け、9月に虐待防止講演会を実施します。テーマとして、「アンガーマネジメント」にしました。虐待が起きる状況は、思わずカッと叩いてしまう衝動的な怒りの感情が要因になる場合もあります。怒りの感情と上手に付き合うこと、対処法を身につけることが大切です。市内の全事業所にPRしました。最後に、今後関係者の皆様には、事実確認や情報収集、支援方針が決まった時など、協力いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

#### ○会長：

障害者基幹相談支援センターは、虐待防止、今年度からが障害者差別解消法など、特に権利擁護関係についてはこれまで以上に活動範囲を広げていってほしいと思います。

#### (5) 第4期一宮市障害福祉計画の達成状況について

##### ○事務局：

障害福祉サービス見込量及び実績について総括します。平成27年度分になりますが、見込量に対して利用実績のほうが多くのサービスで上回る実績になっています。

実際には社会資源が不足しているサービスが多いのも事実です。多くの事業所が各サービスに参加してもらうことにより、さらに利用が進むと思います。まだ潜在的なニーズが満たされていない実感は抱いています。多くの事業所が参加することによって、徐々にではありますが解消されていくのではと思います。また、地域移行の推進により、不足が懸念されるグループホームをはじめとする居住系サービスは、まだまだ多くのニーズがあると感じています。

続いて、第4期障害福祉計画の成果目標と活動指標の中間評価についてです。成果目標として、大きく3つ挙げています。それぞれ平成27年度の中間評価をしています。最終目標は平成29年度末なので、平成27年度の中間評価としてとても及ぶものではないと実感しています。それぞれの課題に向けて、アプローチしなければなりません。

## (6) その他

### ○事務局：

本年度第2回の会議は1月下旬頃を予定しています。近くなったら事務局から案内します。よろしくお願いします。

### ○会長：

以上を持ちまして、平成28年度第1回一宮市障害者自立支援協議会本会を終了します。